

大学入学者選抜実施要項における障害者の扱いの変遷について

【昭和49年度】

身体に障害のある志願者について、受験の機会の確保に配慮。

第9 注意事項

- 1 身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の手をを広げる観点から、受験の手を確保するよう配慮すること。

【昭和57年度】

身体に障害のある志願者の記述に関し、障害の種類・程度に応じ、配慮する内容の具体例を明示。

第13 注意事項

- 2 身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の手を広げる観点から、受験の手を確保するよう配慮すること。
また、これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとることについて配慮すること。
特別な措置としては、盲者の入学志願者については、点字による出題、試験時間の延長、特定試験場の設定等、その他の身体に障害のある入学志願者については、必要に応じ特定試験場の設定、介助者の付与等が考えられる。

【昭和62年度】

色覚障害者の進学機会を確保する観点から、受験制限の廃止又は大幅な緩和を明示。

通知本文

2. 留意事項

- (3) 大学入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うことについては、本要項の第5の2により慎重な配慮が求められているところであるが、色覚に障害のある入学志願者に対して入学制限等の規定を募集要項等に設けている例が見受けられる。これらの取扱いについては、当該障害を有する者の進学の手を確保する観点から真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向でその見直しを行うことが適当であること。

実施要項

第5 健康診断

- 1 入学志願者の健康状況の把握は、次により行うものとする。
 - (1) 入学する年度の前々年度の高等学校卒業生及び前年度の3月卒業見込みの者については、調査者の「健康の状況」の欄の記載によるものとし、これ以外の年度の高等学校卒業生及び大学入学資格検定合格者等、調査書を提出することができない者については、調査書の「健康の状況」の欄の記載事項とされている視力、色覚、聴力、結核及びその他の疾病、異常等について医師の作成した健康診断書（様式は特に定めない。）を提出させ、その記載による。
 - (2) 特定の学部・学科等が必要とする特別な事項がある場合は、その旨を募集要項に具体的に記載するとともに、当該事項に関する検査、異常所見者に対する精密検査等については、必要に応じて大学が実施するものとする。
- 2 入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うについては、疾病など心身の異常のため志望学部・学科等の教育の目的に即した履修に耐えないこと、又は伝染性疾患などにより集団生活に適さないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定することが望ましい。

第13 注意事項

- 2 身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の手を広げる観点から、受験の手を確保するよう配慮すること。

広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること。

また、これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとることについて配慮すること。

特別の措置としては、盲者の入学志願者については、点字による出題、試験時間の延長、特定試験場の設定等、その他の身体に障害のある入学志願者については、必要に応じ特定試験場の設定、介助者の付与等が考えられる。

【平成元年度】

身体に障害のある志願者に対する配慮事項の例示を新たに追加し、更なる配慮を求めた。

通知本文

2. 留意事項

(3) 身体に障害のある入学志願者の試験に当たっては、従来から特別の措置をとることについて配慮を求めているところであるが、この特別措置については、以下のことなどが考えられるので、必要に応じ、この例示を参考とするなど更に配慮すること。

① 視覚障害者

試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、拡大解答用紙、特定試験場の設定など

② 聴覚障害者

注意事項の文書による伝達、座席を前列に指定するなど

③ 肢体不自由者

試験時間の延長、拡大解答用紙、特定試験場の設定、介助者の配置など

(5) 大学入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うことについては、本要項の第5の2により慎重な配慮が求められているところであるが、色覚に障害のある入学志願者に対して入学制限等の規定を募集要項等に設けている例が見受けられる。これらの取扱いについては、当該障害を有する者の進学機会を確保する観点から真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向でその見直しを行うことが適当であること。

実施要項

第13 注意事項

2 身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること。

また、これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとることについて配慮すること。

~~特別の措置としては、盲者の入学志願者については、点字による出題、試験時間の延長、特定試験場の設定等、その他の身体に障害のある入学志願者については、必要に応じ特定試験場の設定、介助者の付与等が考えられる。~~

【平成11年度】

身体に障害のある者の記述に関し、事前相談を求める場合に受験生の負担に十分配慮するよう求めた。

通知本文

4 身体に障害のある入学志願者の試験に当たっては、従来から特別の措置をとることについて配慮を求めているところであるが、この特別措置については、以下のことなどが考えられるので、必要に応じ、この例示を参考とするなど更に配慮すること。

(1) 視覚障害者

試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、拡大解答用紙、特定試験場の設定など

(2) 聴覚障害者

注意事項の文書による伝達、座席を前列に指定するなど

(3) 肢体不自由者

試験時間の延長、拡大解答用紙、特定試験場の設定、介助者の配置など

また、これらの措置を講ずるに当たっては、障害の種類や程度、特別措置の内容に応じて事前相談の必要性を検討し、事前相談の必要がないものについてまで相談を求めることのないよう注意するとともに、事前に相談するよう求める場合には、相談の時期や方法について十分検討し、受験生に大きな負担となったり、他の受験生に比べて不利にならないよう配慮すること。

実施要項

第13 注意事項

2 身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の手をを広げる観点から、受験の手を確保するよう配慮すること。

これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとること。また、これらの措置を講ずるに当たっては、障害の種類や程度、特別措置の内容に応じて事前相談の必要性を検討し、事前相談の必要がないものについてまで相談を求めることのないよう注意するとともに、事前に相談するよう求める場合には、相談の時期や方法について十分検討し、受験生に大きな負担となったり、他の受験生に比べて不利にならないよう配慮すること。

【平成15年度】

身体障害者に関し、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の改正の一部を改正する法律」の改正されたことによる追記

通知本文（通知本文の留意事項記載は平成15年度実施要項まで）

4 身体に障害のある入学志願者の試験に当たっては、従来から特別な措置をとることについて配慮を求めているところであるが、この特別措置については、以下のことなどが考えられるので、必要に応じ、この例示を参考とするなど更に配慮すること。また、このことについては、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について（平成13年12月27日13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）」にも十分留意すること。

(1) 視覚障害者

試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、拡大解答用紙、特定試験場の設定など

(2) 聴覚障害者

注意事項の文書による伝達、座席を前列に指定するなど

(3) 肢体不自由者

試験時間の延長、拡大解答用紙、特定試験場の設定、介助者の配置など

また、これらの措置を講ずるに当たっては、障害の種類や程度、特別措置の内容に応じて事前相談の必要性を検討し、事前相談の必要がないものについてまで相談を求めることのないよう注意するとともに、事前に相談するよう求める場合には、相談の時期や方法について十分検討し、受験生に大きな負担となったり、他の受験生に比べて不利にならないよう配慮すること。

実施要項

第13 注意事項

2 身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の手をを広げる観点から、受験の手を確保するよう配慮すること。

これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとること。また、これらの措置を講ずるに当たっては、障害の種類や程度、特別措置の内容に応じて事前相談の必要性を検討し、事前相談の必要がないものについてまで相談を求めることのないよう注意するとともに、事前に相談するよう求める場合は、相談の時期や方法について十分検討し、受験生に大きな負担となったり、他の受験生に比べて不利にならないよう配慮すること。

【平成21年度】

受験特別措置の限定規定（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者）を廃止し、従来規定していた障害以外にも受験特別措置が講じられることを明確にした。

第12 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

(1) 入学志願者の健康状況については、原則としては入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別な事由がある場合には、募集要項に具体的に記載する。この場合であっても、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病など心身の異常のため志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で見直す。

(2) 障害のある者等の試験に係る特別措置については、以下の例示を参考とするなど更に配慮

する。また、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について（平成13年12月27日13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）」にも十分留意する。

① 点字・拡大文字による出題、拡大解答用紙の作成など

② 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など

③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など

(3) 各大学は、障害等の状態に応じた入試が実施できるよう、事前相談体制の構築・充実に努めるとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮し、他の入学志願者に比べて不利にならないようにする。

【平成25年度】

平成23年8月に改正された「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の障害者差別禁止や合理的配慮の趣旨を踏まえ、「特別措置」を「必要な配慮」に改める。

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

(1) 入学志願者の健康状況については、原則としては入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記載する。この場合であっても、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病など心身の異常のため志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で見直す。

(2) 障害のある入学志願者に対しては、平成23年8月に改正された「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の趣旨に十分留意しつつ、以下の例示を参考とするなど更に配慮する。また、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）にも十分留意する。

① 点字・拡大文字による出題、拡大解答用紙の作成など

② 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など

③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など

(3) 各大学は、障害等の状態に応じて入試において必要な配慮が実施できるよう、事前相談体制の構築・充実に努めるとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮し、他の入学志願者に比べて不利にならないようにする。